

法学研究科

平成 28 年度 法学研究科自己点検評価報告書（最終報告）

法学研究科は、平成 28 年度において、以下の点検項目について自己点検評価を行った。

1 「大学院博士後期課程でのコースワークの導入」について

法学研究科は、「課程制大学院制度の趣旨」を踏まえ、「コースワークを適切に組み合わせたカリキュラム」になるよう、平成 26 年度に「大学院教育検討委員会」を新設し、任期 2 年の 5 人の委員でその検討を開始した。未だ検討の過程にあるが、①主専攻、副専攻の専攻制を設ける案、②選択必修である単位数を指導教授の科目以外の科目に設定し、専攻以外の科目で博士論文を作成する上で有益な科目の履修ができるようにする、などの案が提案されている。今後も継続して検討し、法学研究科の中でコンセンサスを得た上で導入する方向で努力していきたい。

2 入学定員充足率及び収容定員充足率の改善について

法学研究科博士前期課程の入学定員は 15 名、収容定員は 30 名である。また、博士後期課程の入学定員は 3 名、収容定員は 9 名である。

平成 27 年度の博士前期課程の入学者は 2 名であり、入学定員充足率は 13.3%、収容定員充足率は、1 年次 2 名、2 年次 7 名で、30%である。また、平成 28 年度の博士前期課程の入学者は 6 名であり、入学定員充足率は 40%、収容定員充足率は、1 年次 6 名、2 年次 6 名（休学・留年生を含む）で、40%である。この数字は平成 25 年度の入学定員充足率 73%、収容定員 80%と比較して、かなり減少してしまった。

平成 26 年度に入試制度を改革し、2 月の一般選考入学試験の際に、特別学内選考試験を加え、その出願資格も従来の GPA4.0 以上のほかに、税理士試験の試験科目を 1 科目以上合格していることも加え、受験者数の増加を目指したが、その効果が現れていない。

博士後期課程においては、平成 27 年度及び平成 28 年度の博士後期課程の入学者は 0 人、収容人数も 0 人であり、入学定員充足率 0%、収容定員充足率 0%と大変厳しい状

況が続いている。しかしながら、研究者養成の全国的な傾向として、法務研究科の修了、司法試験の合格が要素になりつつある現状に鑑みれば、当面はある程度博士後期課程の進学率が少ないこともやむをえないといえ、また、今後は、司法修習終了後や弁護士経験者等に博士後期課程に入学することを志望する者が出てくることを期待している。

3 「学士・修士5年一貫教育プログラム」の導入の検討

「学士・修士5年一貫教育プログラム」の導入に向け、法学研究科においても導入するか否かについて、大学院教育検討委員会で検討し、研究科委員会においても導入を承認することが決定した。具体的な導入の詳細については、今後も検討していくことになった。

4 3ポリシーの検討

法学研究科博士課程の「理念・目的」「教育目標」「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」について、研究科委員会において、大学全体の3ポリシーとの整合性を取る形で再検討を加え、新に制定することにした。

以 上